

令和3年 第5回農業委員会議事録

令和3年5月25日午前10時00分に第5回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

17番(西塚 喜行) 番 () 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局主事	小林 沢子	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 8号 農地法第4条第1項第8号該当確認願について
- 議第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第16号 尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 議第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第18号 尾花沢市農用地利用集積計画について
- 議第19号 尾花沢市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」
について

令和3年 第5回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和3年第5回通常総会を5月25日（火）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 岸局長）

ご着席願います。17番 西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は18名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。今日は田植え又はすいかの定植にお忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。ようやくコロナのワクチンも接種が始まりましてたけれども、体調には十分注意して、すいか、田植え等の作業に従事していただきますようお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和3年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定

足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、7番 笹原哲委員 8番 小松栄作委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いただきます。事務局長。

(岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

次に議事に入ります。

まず、はじめに、報第8号「農地法第4条第1項第8号該当確認願について」を上程いたします。今回の現地調査班は第3班であります。現地調査第3班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(8番 小松栄作委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がりましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第8号を採決いたします。
本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。
次に議第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

議第15号「農地法第3条の規定による許可申請」は9ページから10ページです。
所有権移転についてご説明いたします。

案件は5件です。No.1、No.5の渡人は耕作不便のため、No.2、No.3の渡人は相手方の要望のため、No.4の渡人はその他贈与です。受人はNo.1からNo.5が経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.5は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、賃貸借権の設定についてご説明いたします。10ページをご覧ください。案件は1件です。No.1の貸し人は相手方の要望のため、借り人は経営規模拡大のための貸借です。No.1は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第16号「尾花沢市農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、11番 西塚孝也委員の退席を求めます。

(11番 西塚委員 退席)

(議 長)

それでは、現地調査第3班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(8番 小松栄作委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

尚、この案件については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、尾花沢市長に対し、通知いたします。11番 西塚孝也委員、復席願います。

(11番 西塚委員 復席)

(議 長)

次に、議第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第3班主任、小松栄作委員の報告・説明を求めます。

(8番 小松栄作委員 報告・説明)

(議 長)

只今、報告・説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第18号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。

ここで、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、16番、星川礼子委員、19番 武田春信委員の退席を求めます。

(16番 星川委員 退席)

(19番 武田委員 退席)

(議長)

それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

小林主事。

(事務局 小林主事)

それでは、議第18号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書25ページの農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からです。今回申請のありました計画面積は、賃貸借権設定が342a、うち再設定が29a、使用貸借権設定は54a、うち再設定は0aとなり、計画面積合計は397aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借権設定は、田のみで342a、うち再設定が29a、使用貸借権設定は、畑のみで54a、合計しますと田が342a、畑が54

a です。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手 7 名、うち再設定 1 名、受け手 7 名、うち再設定が 1 名です。使用貸借権設定は、出し手 1 名、受け手 1 名、合計しますと、出し手が 8 名、受け手が 8 名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借権設定は、3 年から 5 年が 4 件で 1 7 2 a、10 年以上が 3 件で 1 7 0 a です。使用貸借権設定は、3 年から 5 年が 1 件で 5 4 a です。

次に隣に移りまして、10 a 当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の物納が 6 7 kg から 1 0 2 kg、現金が 1 万円から 1 万 3 千円です。

それではページ移りまして、26 ページは個別状況です。No. 1 から No. 7 までは新規の設定、No. 8 は再設定です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重なる審議のほどよろしくお願いいたします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

16 番、星川礼子委員、19 番 武田春信委員復席願います。

(1 6 番 星川委員 復席)

(1 9 番 武田委員 復席)

(議 長)

次に、議第 1 9 号「尾花沢市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

田中補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは私より、議第 1 9 号についてご説明申し上げます。農地利用最適化交付金事業の実施に当たり、去る 4 月 2 6 日、農業委員会全員協議会の際、農地利用最適化推進委員の方にもご出席いただき、尾花沢市農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、ご協議いただきました。指針については、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定により、提案するものであります。以上であります。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、この案件については、農業委員全員で構成しております全員協議会で了承を得ておりますので、質疑を省略し、直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重

なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和3年第5回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前10時32分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和3年5月25日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____